

(別紙6)

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）】
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 基本的な審査方法等 審査方式審査区分選定等</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分1(簡易審査扱)(以下「区分1」という。)、区分2(書類審査扱)(以下「区分2」という。)及び区分3(検査扱)(以下「区分3」という。)の3種類とする。 及び (省略) 区分3 検査(下記 のAの1の<u>亦</u>に規定する貨物確認及び書類審査を含む。)を要するもの。 (省略) 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事務を行う。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定(検査担当の統括監視官(統括監視官が置かれていらない場合には検査を担当する部門。以下同じ。)との必要な協議を含む。)及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p>	<p>第1 基本的な審査方法等 審査方式審査区分選定等</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分1(簡易審査扱)(以下「区分1」という。)、区分2(書類審査扱)(以下「区分2」という。)及び区分3(検査扱)(以下「区分3」という。)の3種類とする。 及び (同左) 区分3 検査(下記 のAの1の<u>亦</u>に規定する貨物確認及び書類審査を含む。)を要するもの。 (同左) 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事務を行う。</p> <p><u>なお、統括監視官(検査担当の統括監視官。以下同じ。)が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官(下記の<u>ヘ</u>に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。)が行うこととなるので留意する。</u></p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定(統括監視官との必要な協議を含む。)及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p><u>亦 区分3として選定された輸出申告等(上記二により、区分3に変更されたものを含む。)に係る貨物について、監視部(署所にあっては検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記ヘに規定</u></p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ホ 貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</p> <p>ヘ 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>ト 審査担当者の決定</p> <p>チ 審査担当者への添付資料等の配付</p> <p>2 上記1のハからトまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 （省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての</p>	<p><u>する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。</u> <u>以下同じ。）の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報</u></p> <p>△（同左）</p> <p>ト（同左）</p> <p>チ（同左）</p> <p>リ（同左）</p> <p>2 上記1のハからチまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3（同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p><u>また、統括監視官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。</u></p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>判定（検査担当の統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>八 貨物確認の要否の決定示 二 審査（貨物確認）ポイントの指示 ホ 審査担当者の決定 ヘ 審査担当者への申告控等の配付 2 (省略) (省略)</p> <p>第2 貨物確認事務等 貨物確認事務等については、「輸出通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第241号）の記の第2の規定を準用する。</p>	<p>判定（統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>八 <u>区分3として選定された輸出申告等（前記口により区分3に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報</u> 二（同左） ホ（同左） ヘ（同左） ト（同左） 2（同左） (同左)</p> <p>第2 貨物確認事務等 貨物確認事務等については、「輸出通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第241号。以下「事務処理通達」という。）の記の第2（貨物確認事務等）の規定を準用する。</p>